

よくある質問（Q&A）

報告の内容に関する事項は、さいたま市ホームページの「記入上の留意点」及び「記載要領」にてご確認ください。さらに不明の場合は、さいたま市指定情報公表センター（以下「公表センター」と記載。電話：048-612-3150）までお問い合わせください。（受付は平日9時～17時。12月29日～1月3日を除く）なお、報告締切日及びその直前はお問い合わせが集中し、電話が繋がりにくくなる場合がありますので、可能な限りお早めのご報告をお願いします。

「介護サービス情報の公表」のページ

<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/010/p059580.html>

「ログイン」のページ

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/11/>

Q 1

情報の公表のための報告は、必ず行わなければならないのですか。

A 1

介護保険法第115条の35の規定により、原則として介護サービス事業所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

（例外：既存事業所(当該年度に新規に開設した事業所以外)において、前年度の介護報酬実績が100万円以下の事業所は対象外となります。）

1年に1回、必ず報告が必要です。（その後の修正についてはQ7を参照してください。）

Q 2

今年度の新規事業所で、書面調査票を指定申請窓口に提出済みですが、公表センターより郵送で報告に関する案内が届いた。再度、同じ内容を報告（入力）しなければならないのですか。

A 2

書面調査は、新規指定事業所を対象として、正式な報告（入力）時の誤りを減らすため、事前に書面にて提出いただき内容を確認させていただくものです。事業開始後に届いた案内にある期限内に、報告日時点(事業所の指定日ではない)の報告(入力)が必要です。

Q 3

公表センターから送られてきたID、パスワードを入力してもエラーになり、ログインできません。

A 3

ID、パスワードが「半角英数字」で入力されていないとエラーとなります。キーボードの設定が「全角」「かな」等となっている場合はエラーとなります。

Q 4

いつの時点の内容を報告するのですか。

A 4

時期が指定されている項目以外は「報告日（入力日）現在」となります。

裏面へつづく

Q 5

報告対象となるサービス事業所が複数ありますが、2つ目の事業所の入力できません。

A 5

1つの事業所の入力が終了した後(または一時保存後)、一度ログアウトしてください。ログイン画面に変わり、2つ目の事業所のID、パスワード、サービスコードを入力することができます。

なお、事業所ごとにパスワードを設定するという国のシステムの設定上、他の方法はありません。

Q 6

報告の締切日を経過してしまいましたが、報告(入力)は可能ですか。

A 6

一定期間内であれば可能です。早めの報告をお願いします。(ログインできない状況となっている場合は、公表センターまでお問い合わせください。)

Q 7

一度、報告した内容を修正したいのですが。

A 7

配付済みのID、パスワードにより「基本情報」「事業所の特色」「事業所の連絡先」は修正が可能です。なお、事業所の指定と、介護サービス情報の公表は、それぞれ別の制度です。このため、指定の変更の届出を行ったのみでは、公表内容は自動的に変更されません。

公表システムの内容は事業所の責任において公表されるものであるため、指定の変更の届出を行った際には、事業所において必ず介護サービス情報の公表の内容を修正してください。

「運営情報」は、公表した後は原則として年度内は修正できませんのでご注意ください。「運営情報」の修正をしたい場合は、公表センターまでご連絡ください。

Q 8

報告が完了したが、公表システムで検索しても、報告後の新しい内容が表示されません。

A 8

報告処理が終了していないことが多いようです。(ログイン後の入力画面の「記入メニュー」内、登録状況確認の「状況」が「提出済」となれば報告完了です。「記入中」「記入済」の場合は、状況が「提出済」になるまで処理を行ってください。)

なお、提出後は、原則として翌平日に公表センターにおいて公表いたします。

Q 9

公表センターから送られたID、パスワードを紛失してしまいました。

A 9

ログイン画面の左下にある「パスワードを忘れた方はこちら」から、パスワードリセット申請ができます。(事業所の連絡先として登録済みメールアドレスに修正用のURLが送信されます)

上記の機能がご利用いただけない場合は、公表センターまでご連絡ください。

【その他、問い合わせ先】**(1) システム操作及び入力項目の解釈等に関すること**

さいたま市指定情報公表センター 電話：048-612-3150

(受付は平日9時～17時。12月29日～1月3日を除く)

(2) 情報公表制度等に関すること

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課 事業者係 電話：048-829-1265